

平成 28 年 7 月

港区長表彰制度を活用し、従業員のモチベーション向上を図りましょう！

「港区優良従業員表彰（平成 28 年度）」利用のお勧め

一般社団法人 三田労働基準協会

日頃より当協会の運営につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、港区長から「平成 28 年度港区中小企業優良従業員表彰」に係る優良従業員の推薦依頼がありました。

この表彰制度は、区内企業の優秀な従業員を港区が表彰するもので、11 月 9 日（水）に予定されている表彰式において、区長から、賞状と副賞が授与されます。

制度の利用は、会員企業様から優秀な従業員を当協会に推薦いただき、当協会が区に推薦し、審査委員会の審議を経て決定されます。昨年は、区内全体の受賞者が 45 名で、当協会関係では 3 社 3 名が受賞されています。

企業発展のため日頃から努力している従業員に報いるとともに、受賞者本人や他の従業員の意欲向上につながる大変良い制度だと思います。

貴社におかれましても、是非この制度を有効に活用されますようお願いいたします。

本制度をご利用される場合は、同封の

会員のみなさまへ

平成 28 年度中小企業優良従業員表彰[5年以上勤務]の候補者の推薦について(依頼)

の記載事項にご留意の上、勤続 5 年以上の成績優秀な優良従業員について、同封の第 1 号様式(第 6 条関係)「優良従業員表彰推薦書(1)(2)」に必要事項を記入の上、当協会に提出下さい。その後、当協会から港区に推薦いたします。経費等は全く不要です。

提出期限は、第 1 号様式「優良従業員表彰推薦書」の表(1)裏(2)に必要事項を記入し(「推薦団体」の欄は当会が記入します。)、**平成 28 年 8 月 9 日(火)まで**に当協会あて提出(持参・郵送・Fax)して下さい。推薦書用紙が不足する場合はコピーしてください。

電話 03-3451-0901 (一社)三田労働基準協会事務局 小野・堀之内

推薦書の記入例<参考>

- 1 物流センターの入在庫業務全般に携わり、勤勉かつ意欲的に業務に取り組み、複雑な業務も率先して遂行し、日常業務の円滑な遂行に貢献している。後輩へもきめ細かく適切に指導し、職場のレベルアップに努めている。
- 2 営業職のアシスタント業務のみならず、販売データの作成にも尽力し、営業職不在時の対応も的確で顧客からの信頼も厚く、企業イメージアップ、販売促進に貢献している。
- 3 企画。デザイン部門の中心となり、社員やクライアントからの難しい提案に対しても適切なアイデアを提供し、業績の向上に貢献している。
- 4 クライアントの求める高い要求にも応え、高い評価を得ている。後輩オペレーターに対しての指導についても貢献している。
- 5 営業部門でありながら 2 級管工事管理技士の資格を取得し、顧客の信頼を集め、業績向上に貢献している。
- 6 自社独自のシステムの開発や、支払業務のパソコン処理を可能にするなど、業務効率向上に貢献している。
- 7 品質管理に熱心に取り組み、品質の安定・向上に大きく寄与し、他の模範として企業発展に貢献している。
- 8 日常業務の処理は正確・迅速であり、業績向上に貢献。また、常に問題意識を高く持ちながら地道に、真摯に取り組み、お客様との信頼向上に結び付けている。
- 9 和菓子の製造技術と量産への意欲を高め、他の社員に対しても指導的役割を果たしている。
- 10 商品の在庫管理や全社的な物流システムの改良に励み、業績向上に貢献している。
- 11 他の社員の模範となる勤務態度、勤務成績で、会社の方針をよく理解し、常に積極的に業務を遂行し、社業の発展に大きく貢献している。
- 12 入社以来、無事故、無違反を続けている。また、環境問題への意識も高く、エコドライブの実践はもとより、実践方法を他のドライバーへも指導している。

28 港産第 776 号
平成 28 年 7 月 1 日

各商工団体等代表者
各町会長・自治会長 様

平成 28 年度港区中小企業優良従業員表彰〔5 年以上勤務〕の候補者の推薦について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃から、区の産業振興施策に、ご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、港区産業の基盤である中小企業の発展は、事業に献身する従業員の方々それぞれの力に負うところが大きいことは申すまでもありません。区は毎年、区内中小企業に勤務し、企業業績向上に貢献した従業員の方々を表彰しております。
つきましては、ご多忙中恐縮ですが、下記のとおりご推薦いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 被表彰者 区内中小企業の優良従業員
- 2 推薦方法 裏面に記載の表彰基準に該当される従業員の方を別紙推薦書（1）（2）により代表者（会長）がご推薦ください。
表彰の基準日は平成 28 年 7 月 1 日です。
- 3 提出書類 推薦書 1 名につき推薦書 1 部
- 4 提出期限 **平成 28 年 8 月 1 2 日（金）**
※上記期日までに会員からの推薦書を代表者（会長）がお取りまとめのうえ区にご提出下さい。
なお、期日までに上記書類の提出がないときは、該当者がいないものといたしますので、予めご了承ください。
- 5 詳細の問い合わせ 表彰審査委員会の審査を経て 10 月初旬までに結果をご通知します。
- 6 表彰式 日 時 平成 28 年 11 月 9 日（水） 午後 6 時 30 分～8 時 00 分（予定）
場 所 区庁の東大
- 7 留意事項 各団体からの推薦が重複しないようご注意ください。
- 8 詳細への問い合わせ 団体の長から各事業所に推薦依頼をお願いする場合は、別紙推薦依頼状をご活用ください（各事業所から会長への書類提出期限は 7 月 29 日（金）としています）。
用紙が不足した場合は、お手紙で区役所までお届ください。
- 9 提出先 港区産業・地域振興支援部 産業振興課産業振興係 担当 田中
〒105-8511 東京都港区空公 1-5-25
TEL (3578) 2111 内線 2553
FAX (3578) 2559

【参考：港区長からの推薦依頼の公文書です】

会員のみなさまへ

平成 28 年度中小企業優良従業員表彰 [5 年以上勤務] の 候補者の推薦について (依頼)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本年度も企業業績向上に貢献した方を下記のとおり、表彰することとなりました。つきましては、表彰基準に該当する方を調査の上、当協会あてにご推薦くださるようお願いいたします。

記

- 1 目的** 中小企業の発展に貢献した成績優秀な従業員を表彰し、その功績をたたえることにより、勤労意欲の増進を図り、後進の模範とし、中小企業の発展と港区の産業振興に資することを目的とします。
- 2 主催** 港区・区内商工団体
- 3 被表彰者** 区内の優良従業員
- 4 表彰基準** 区内同一事業所に 5 年以上勤務し、成績が優秀で他の模範と認められる者で、かつ裏面記載の表彰基準のいずれかの理由で企業経営上大きく貢献し、所属団体が推薦する者としてします。表彰の基準日は平成 28 年 7 月 1 日です。詳細は裏面をご覧ください。
- 5 提出書類** 別紙推薦書 (1) と (2)、推薦者 1 名につき推薦書 1 部
※ 推薦書が不足のときは、コピーしてご利用ください。
- 6 提出期限** **平成 28 年 8 月 9 日 (火)**
- 7 提出先** 一般社団法人三田労働基準協会長 (事務局までお願いします)
- 8 被表彰者の決定** 表彰審査委員会の審査を経て 10 月初旬までには結果をご通知します。
- 9 表彰式** 日時 平成 28 年 11 月 9 日 (水) 午後 6 時 30 分～8 時 00 分 (予定)
場所 メルパルク東京
- 10 留意事項** 候補者の推薦が重複しないようご注意ください。

- 11 問合せ先 三田労働基準協会事務局（TEL(3451)0901）又は
港区産業・地域振興支援部 産業振興課産業振興係
担当田中
TEL (3578) 2111 内線2553

《表彰基準》

- ①技術開発、商品開発等、経営革新への功績が顕著である者
- ②サービス向上、販売促進等、経営基盤強化の功績が顕著である者
- ③後継者の指導育成及び業界の発展に大きく貢献した者
- ④技能検定制度等がある職種において、最高級又はそれに準ずる級を保持している者
- ⑤業種別団体主催による技能、技術を競う大会等で入賞した者
- ⑥その他特に区長が認める者

※表彰の基準日は、平成28年7月1日です。

(注意) 但し、上記の基準に該当される方でも下記のいずれかに該当する方は表彰を受けられませんので、ご注意ください。(下記参照)

《表彰が受けられない方》

次のいずれかに該当する方は除きます。

- ①次のいずれかの企業に勤務する者
 - ア 製造業等にあつては、資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える企業に勤務する者
 - イ 卸売業にあつては、資本の額又は出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える企業に勤務する者
 - ウ サービス業にあつては、資本の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超える企業に勤務する者
 - エ 小売業・飲食業にあつては、資本の額又は出資の総額が5千万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超える企業に勤務する者
 - オ 上場企業に勤務する者
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に勤務する者
- ③財団法人、社団法人、及び医療法人等の団体に勤務する者
- ④過去にこの表彰を受けた者